

## 次期指定管理者募集に係る基本的な考え方について

## 1 指定管理区分

現行の指定管理区分を見直し、下表の区分で募集を行うこととする（10→16区分）。

<指定管理区分見直しの考え方>

- ① 施設の専門性・独自性の高い施設については、おおむね現状に準じて単一施設として募集を行う。

これまでの指定管理区分	⇒	平成 27 年度からの指定管理区分（案）
武道センター		武道センター
宝が池公園球技場及びその周辺区域		宝が池公園球技場及びその周辺区域
京北パラグライダー施設		京北パラグライダー施設
		下鳥羽公園

- ② 西京極総合運動公園北側区域の各施設は一つの指定管理区分とする。

これまでの指定管理区分	⇒	平成 27 年度からの指定管理区分（案）
西京極総合運動公園北側区域 （陸上競技場兼球技場・補助競技場，野球場（わかさスタジアム京都））		西京極総合運動公園北側区域（陸上競技場兼球技場・補助競技場，野球場（わかさスタジアム京都）），京都市体育館（ハンナリーズアリーナ）及び市民スポーツ会館
京都市体育館（ハンナリーズアリーナ）及び市民スポーツ会館		

※ 西京極総合運動公園北側区域の各施設と京都市体育館及び市民スポーツ会館の電気設備は一体のものであり、分割して管理することが適切でないため、これまでの指定管理区分を見直し、一つの指定管理区分とする。

- ③ その他の施設については地域ごとの近接性を基準とする（別紙参照）。ただし、本市の指定管理コストを抑制でき、なおかつ指定管理者側の採算性が確保できる組み合わせとする。

これまでの指定管理区分	⇒	平成 27 年度からの指定管理区分（案）
西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）		西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）， <u>西院公園</u>
伏見桃山城運動公園		<u>東山地域体育館</u> ， <u>下京地域体育館</u> ， <u>殿田公園</u> ， <u>上鳥羽公園</u>
有料運動公園（岡崎・一乗寺・岩倉東・朱雀・東野・勸修寺・殿田・吉祥院・上鳥羽・西院・牛ヶ瀬・小畑川中央・三栖・下鳥羽・伏見・桂川緑地久我橋東詰）		<u>岡崎公園</u> ， <u>左京地域体育館</u> ， <u>岩倉東公園</u> ， <u>一乗寺公園</u>
地域体育館（東山・山科・桂川・伏見北堀公園・醍醐・右京，下京・左京・中京・吉祥院・久世・伏見東部・伏見北部）		<u>山科地域体育館</u> ， <u>勸修寺公園</u> ， <u>東野公園</u>
横大路運動公園		<u>桂川地域体育館</u> ， <u>小畑川中央公園</u> ， <u>牛ヶ瀬公園</u>
		<u>吉祥院公園</u> ， <u>吉祥院地域体育館</u> ， <u>久世地域体育館</u>
		<u>右京地域体育館</u> ， <u>中京地域体育館</u> ， <u>朱雀公園</u>
直営施設（京北運動公園，山科中央公園，宇治川公園，黒田トレーニングホール）		<u>伏見桃山城運動公園</u> ， <u>伏見北堀公園地域体育館</u> ， <u>伏見公園</u>
		<u>横大路運動公園</u> ， <u>伏見北部地域体育館</u> ， <u>三栖公園</u>
		<u>桂川緑地久我橋東詰公園</u>
		<u>醍醐地域体育館</u> ， <u>伏見東部地域体育館</u>
		<u>京北運動公園</u>
		直営施設（山科中央公園，宇治川公園，黒田トレーニングホール）

※ 施設の維持管理に多額の経費を要する施設

※ 利用料金収入が多く見込まれる施設

※ 無人施設

## 2 利用料金制の導入

指定管理者制度を更に有効に活用するため、すでに利用料金制度を導入している西京極総合運動公園（陸上競技場兼球技場・補助競技場、野球場及び京都アクアリーナ）、宝が池公園球技場、京北パラグライダー施設に加え、その他の指定管理者制度の対象となるすべての施設において利用料金制度を導入する。

※ 平成 26 年 2 月市会において条例改正済み（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

## 3 現行の運用からの変更点等

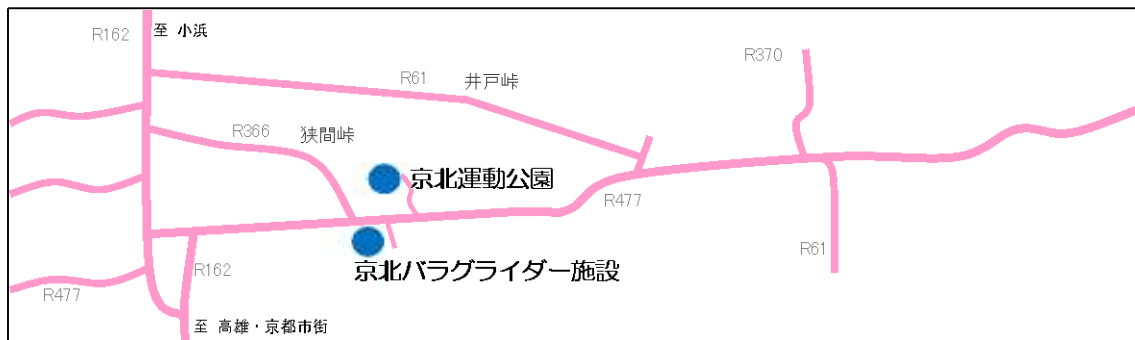
### (1) 利用料金収入等の一部還元制度の創設

利用料金収入が当初の計画を上回った場合、また、飲食物品販売等の自主事業による収入がそれに要した経費を上回った場合について、次のとおり、上回った額のうち一定比率を本市へ還元（納入）させ、それを施設改修等の財源に充当する仕組みを新たに導入する。

	利用料金	自主事業	
		飲食物品販売等	スポーツ教室等
基準	年度ごとの利用料金収入が、指定管理者が計画した利用料金収入額を超えた場合	自主事業のうち、飲食物品販売に係る収入額が当該事業に係る経費を超えた場合	自主事業のうち、スポーツ教室等に係る収入額が当該事業に係る経費を超えた場合
納入比率	超過額の 50%以上で指定管理者が提案した比率	超過額(収益額)の 20%以上で指定管理者が提案した比率	超過額(収益額)の 10%以上で指定管理者が提案した比率

### (2) 施設修繕等の対応区分の整理

現在、施設の修繕等の対応については、金額による明確な区分規定はなく、運用により、おおむね 100 万円以下の案件については指定管理者が、それを超える案件については本市が行っている。これを、実態に合わせて、100 万円以下の修繕については指定管理者が対応することを規定するとともに、消耗的な性質を有する夜間照明用電球の交換等については、項目を具体的、限定的に列挙し、100 万円という上限額に関わらず、原則として指定管理者が対応する。



西京極総合運動公園（北側）

